

一般会計補正予算

12月定例会

公債費繰上
償還金等

4億8,600万円を増額

総額70億6,300万円

12月定例会は、4日から9日までの6日間開かれ、専決処分3件を報告、平成27年度補正予算をはじめ議案12件を採決の結果いずれも原案のとおり可決された。

一般質問には5人が立ち、奥四万十博への取組み、産業・観光振興、子育て支援、原子力発電、高齢者・障害者対策等について執行部をたじた。

27年度補正予算

▼一般会計補正予算(第4号)

県議会議員選挙費320万2千円、山地災害防止事業800万円、がけくずれ住家防災対策事業3千387万7千円等を減額。山林収益基金積立金624万8千円、郷地区集落活動拠点施設備品購入等885万円、イノシシ駆除奨励金587万4千円、公債費の繰上償還金4億4千712万4千円等を増額。歳入歳出4億8千600万円を増額し、歳入歳出の総額を70億6千300万円とする。

伴う償還金等529万6千円、直営診療施設勘定で人件費28万2千円を増額し、歳入歳出の総額を事業勘定9億7千751万6千円、直営診療施設勘定1億5千166万円とする。

可決(全員一致)

▼介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

人件費及び事業の決算見込みに伴い114万8千円を増額し、歳入歳出の総額を7億7千471万5千円とする。

可決(全員一致)

▼簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

人件費の決算見込み及び消費税の中間納付に伴い歳入歳出363万6千円を増額し

歳入歳出の総額を4億570万

▼国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

事業勘定で事業費確定に

円とする。

可決(全員一致)

条例の制定・改正

▼津野町税条例等の一部改正

津野町税条例等の一部を改正する条例において定めた条文について、重複をいとわず総合的に規定することが適当であるとの「総務省自治税務局長通知」に基づき一部を改正するもの。

可決(全員一致)

▼津野町介護保険条例の一部改正

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行により、これまで保険料の徴収猶予と減免に必要とされていた書類が個人情報報の取り扱い可能となることから、関係する文言の削除に關し定めるもの。

可決(全員一致)

▼津野町非常勤の職員の公務

災害補償等に関する条例の一部改正

「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の施行による地方公務員災害補償法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

可決(全員一致)

▼津野町事務分掌条例の一部改正

津野町行政組織の改編として、平成28年4月1日から現状に即した分庁方式に変更するため、課名変更及び事務分掌について所要の改正を行うもの。

可決(全員一致)

▼津野町社会体育施設の設置及び管理運営に関する条例及び津野町集落活動拠点施設設置及び管理運営に関する条例の一部改正

郷地区集落活動拠点施設整備に伴い、郷体育館及び郷多目的グラウンドを津野